

---

◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第55号》 2021年4月30日 配信

---

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

■ -- 目 次 -- ■ -----

- 【1】 事業者向け新型コロナウイルス関連制度のご紹介（国・府）
- 【2】 新型コロナウイルス関連融資について（府・市）
- 【3】 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉（日本商工会議所）
- 【4】 役職モチベーションセミナー第1回「女性管理職って本当に必要ですか？」（岸和田商工会議所）
- 【5】 サテライトオフィス・テレワーク施設新規開設支援（市）

■ -- 各 情 報 -- ■ -----

- 【1】 -----

事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）

---

◆緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」（経済産業省）

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時金（法人等最大60万円、個人等最大30万円）が支給されます。

- ・飲食店は別の支援枠組みで対応するため、本制度では対象外となります。
- ・農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者（取引先）や旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた事業者が想定されています。

- ・申請受付期間 令和3年3月8日から令和3年5月31日まで
- ※上記内容は変更されることがあります。以下のページでご確認ください。

●経済産業省ホームページ

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichi\\_ji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichi_ji_shien/index.html)

- ◆【飲食店向け】大阪府営業時間短縮協力金【第1期】再申請（大阪府）  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、大阪府から協力金を支給します。

- ・要請期間 令和3年1月14日から令和3年2月7日まで

- ・1店舗あたり 150万円（6万円×25日）

- ・申請受付期間 令和3年4月27日から令和3年5月14日まで

※3月22日で一旦締め切りましたが、事情により期限内に申請できなかった事業者を対象に受付ます。受付は郵送（レターパックライト）のみです。

●大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku/index.html>

- ◆【飲食店向け】大阪府営業時間短縮協力金【第2期】期間延長（大阪府）

- ・要請期間 令和3年2月8日から令和3年2月28日まで

- ・1店舗あたり 126万円（6万円×21日）

- ・申請受付期間 令和3年3月8日から令和3年5月14日まで

- ※延長前申請期間 令和3年3月8日から令和3年4月19日まで

- ・大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター

- 06-6210-9525（午前9時から午後6時まで 日・祝を除く）

●大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku2/index.html>

- ◆【飲食店向け】大阪府営業時間短縮協力金【第4期】（大阪府）

- ・要請期間 令和3年4月1日から令和3年5月5日まで

- ・1店舗あたり 140万円（4万円×35日）

※申請受付は、未定です。

※上記内容は変更されることがあります。以下のページでご確認ください。

●大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/eigyozukantansyuku4/index.html>

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策設備整備促進支援金（大阪府）

新型コロナウイルス感染症感染防止を目的に CO2 センサー・アクリル板を購入・設置し、感染防止に配慮した店舗づくりを進める飲食業者等に支援金を支給します。

- ・対 象 大阪府内の飲食店等（時短要請外の店舗含む）
- ・内 容 CO2 センサー、アクリル板を設置した店舗に対し、購入費を支援
- ・上限額 10 万円

※詳細検討中

備 考

- ・令和2年4月7日以降に購入した物品が対象
- ・領収書で支払い確認
- ・受付開始は、5月中旬を予定

※上記内容は変更されることがあります。以下のページでご確認ください。

●大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/setubisiennkin/index.html>

【2】 -----

## 新型コロナウイルス関連融資について（府・市）

-----  
大阪府制度融資「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」が創設されました。融資をご希望の場合、まずは大阪府の指定する取扱金融機関にご相談ください。必要書類として、市・認定書（危機関連保証・セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号）を取得のうえ、取扱金融機関にて融資を申し込んでください。なお、利用については金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えないことがあります。

【融資名称】

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金

【融資限度額】

4,000 万円

【金利】

年 1.2%（固定）

【融資期間】

10 年以内（据置 5 年以内）

【保証料】

実質 0.2% (0.85%のうち 0.65%相当額を国が補助)

【対象者】

- ・危機関連保証（第 2 条第 6 項）認定者
- ・セーフティネット保証 4 号認定者
- ・セーフティネット保証 5 号認定者で売上高 15%以上減少者

【期限】

令和 3 年 4 月 1 日から（※本メルマガ第 54 号から訂正しております。）

【問合せ先】

- ・融資に関するものは取扱金融機関（下記大阪府のページ参照）へ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

- ・認定書の取得に関することは岸和田市産業政策課（072-423-9485）へ
- ・危機関連保証（指定期間：令和 3 年 6 月 30 日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/kikikanren.html>

- ・セーフティネット保証 4 号（指定期間：令和 3 年 6 月 1 日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/seihutelinetto4gokorona.html>

- ・セーフティネット保証 5 号（指定期間：令和 3 年 6 月 30 日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/gogou-nintei20200501.html>

【3】-----

小規模事業者持続化補助金<一般型>（日本商工会議所）

-----  
<一般型>

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的として取り組む費用の 2 / 3（上限 50 万円）を補助してくれる制度です。

●締切

第5回 2021年6月4日（金）

●問合せ先

岸和田商工会議所 TEL : 072-439-5023

●その他詳細は以下 URL からご覧ください

○補助金（岸和田商工会議所）

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/subsidy/>

【4】-----

役職モチベーションセミナー第1回「女性管理職って本当に必要ですか？」  
（岸和田商工会議所）

-----  
昭和60年施行「男女雇用機会均等法」から、2015年8月成立、2019年5月改正「女性活躍推進法」など、  
男女平等への法律が制定されつつあります。現状は本当に、理想通りに進んでいるのでしょうか・・・  
法律があるから、世の中の流れがそうだからと、女性管理職を配置しなければならないのか・・・  
男女問わずポジション、役職に具体的な目的、明確な役割、期待のないまま配属すると、役職に就いた本人そしてそこで共に日々仕事する部下やスタッフとの人間関係もうまくいかなることがあります。  
そこで、経験から感じた「女性管理職、女性の社会進出」に関して3つのテーマからお伝えします。

開催日時：令和3年6月3日（木）14:00～16:00

開催場所：岸和田商工会議所 2階 集会室

講師：平井 留美 氏（人財育成コンサルタント/ オフィス YS 株式会社）

内 容：1. 男女問わず日本特有の「ジェンダー」「性差別発言」はどのように  
起こるのか？

2. 管理職にもタイプがある～心理と対処法～

3. 仕事と家庭「ワークライフバランス」について

●申込その他詳細は以下 URL からご覧ください

岸和田商工会議所

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/>

【5】-----

サテライトオフィス・テレワーク施設新規開設支援（市）

-----  
岸和田市内で新たにサテライトオフィスやテレワーク施設を開設する事業者を支援します。（補助対象事業を1年以上継続することが要件です。）サテライトオフィス新規開設型（従業員3人以上）・テレワーク施設新規開設型（執務スペース3席以上）とがあり、上限額は1事業者につき300万円（サテライトオフィス新規開設型には加算があります）、第1次募集期間は5月6日～6月30日となります。

※詳細につきましては、以下 URL からご覧ください。（5月1日よりホームページを公開します。）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/sateraito-terework.html>

---

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 企業経営支援担当

Tel : 072-423-9485（企業経営支援直通）

Email : [sangyo@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:sangyo@city.kishiwada.osaka.jp)

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。